

# 東海村立村松幼稚園昼食提供業務委託受託者選定に係る 公募型企画提案競技実施要領

## 1 目的

この要領は、東海村立村松幼稚園昼食提供業務委託の受託者を公募型企画提案競技（以下「プロポーザル」という。）方式により選定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 企画提案の概要

- (1) 業務名称 東海村立村松幼稚園昼食提供業務委託
- (2) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）
- (3) 業務内容 別紙1「東海村立村松幼稚園昼食提供業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行場所 東海村立村松幼稚園（東海村村松北一丁目4番1号） 外
- (5) 提案上限額 1食当たり 園児分 500円 職員分 600円  
（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 予定食数 1日あたり最大160食程度（年間140日程度）

## 3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (2) 参加表明書の提出の日から契約締結の日までの間において、東海村物品調達等契約に係る指名停止等の措置要領（平成21年東海村訓令第8号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（第167条の11において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (4) 東海村暴力団排除条例（平成24年東海村条例第2号）第2条第1号から第3号までに該当する者でないこと。
- (5) 国税、県税及び村税に未納がないこと。
- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の規定に基づく営業許可を受けていること。
- (7) 過去3年以内に、食品衛生法の規定に基づく行政処分を受けていないこと。
- (8) 食事の調理から配達までを同一業者で行えること。

#### 4 スケジュール

- |     |             |                        |
|-----|-------------|------------------------|
| (1) | 公募開始        | 令和7年9月1日(月)            |
| (2) | 質問提出期限      | 令和7年9月12日(金)           |
| (3) | 質問への回答      | 随時村公式ホームページ上で公表する      |
| (4) | 参加表明書提出     | 令和7年9月16日(火)から26日(金)まで |
| (5) | 参加承認通知      | 令和7年9月30日(火)まで         |
| (6) | 企画提案書提出     | 令和7年10月1日(水)から31日(金)まで |
| (7) | 弁当審査        | 令和7年11月11日(火)(予定)      |
| (8) | プレゼンテーション審査 | 令和7年11月19日(水)(予定)      |
| (9) | 選定結果の通知     | 令和7年12月中旬(予定)          |

#### 5 質問及び回答

- (1) 提出期限 令和7年9月12日(金)午後5時15分
- (2) 提出先 本実施要領18の「担当課」と同じ
- (3) 提出方法 別紙2「質問票」を持参, 郵送又は電子メールにより提出
- (4) 回答予定日 随時
- (5) 回答方法 東海村公式ホームページ上で公表する
- (6) その他 電話による質問, 提出期限を超過した質問, 審査に関する質問及び回答に対する再質問には回答しない。

#### 6 参加意思表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年9月26日(金)午後5時15分
- (2) 提出先 本実施要領18の「担当課」と同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送により提出
- (4) 提出部数 1部
- (5) 提出書類

ア 東海村物品調達等入札参加資格審査規程(平成3年東海村規程第3号)第12条に規定する物品調達等入札参加有資格者名簿に登録されている法人等(以下「登録法人」という。)の場合

- (ア) 参加意思表明書及び誓約書(様式第1号)
- (イ) 事業所概要(様式第2号)
- (ウ) 業務実績調書(様式第3号)
- (エ) 予定担当者調書(様式第4号)

イ 登録法人以外の法人等の場合

上記アの(ア)から(エ)までの書類に加え, 以下の書類を提出すること。

- (オ) 履歴事項全部証明書(個人事業者の場合は, 本籍地の市区町村長が発行す

る身分証明書。提出日前3ヶ月以内に発行されたもの。写しでも可)

(カ) 提出日直前の決算に係る2期分の貸借対照表, 損益計算書及び株主資本等変動計画書又はこれらに相当する書類(写しでも可)

(キ) 国税, 県税及び村税に未納がないことを証する次に掲げる納税証明書(提出日前3ヶ月以内に発行されたもの。写しでも可)

国税納税証明書	法人の場合	税務署が発行した国税に未納がないことを証する納税証明書「その3の3」
	個人事業者の場合	税務署が発行した国税に未納がないことを証する納税証明書「その3の2」
県税納税証明書	茨城県内に本店, 支店, 営業所等の事業所を持つ法人の場合	茨城県内の県税事務所が発行した県税に未納がないことを証する納税証明書「様式第40号の4(ア)」
	茨城県内の個人事業者の場合	茨城県内の県税事務所が発行した県税に未納がないことを証する納税証明書「様式第40号の4(ア)」
村税納税証明書	東海村内に本店, 支店, 営業所等の事業所を持つ法人の場合	東海村役場税務課が発行する最新の納税証明書(様式第69号の4 未納のないことの証明)
	東海村内の個人事業者の場合	東海村役場税務課が発行する最新の納税証明書(様式第69号の4 未納のないことの証明)

(ク) 食品衛生法第55条の規定に基づく営業許可証の写し

(ケ) その他営業に関して許可, 登録等を必要とする場合は, これを受けたことを証する書類の写し

## 7 参加承認の通知

参加意思表明書等の受理後, 参加資格の有無を審査し, 本プロポーザルへの参加を承認する者に対してのみ, 令和7年9月30日(火)までに, 参加意思表明書に記載された所在地又は電子メールアドレス宛てに郵送又は電子メールで通知するとともに, 企画提案書等の提出を依頼する。

## 8 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年10月31日(金)午後5時15分
- (2) 提出先 本実施要領18の「担当課」と同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送により提出
- (4) 提出書類

ア 企画提案書

イ 見積書

園児分及び職員分の1食当たりの価格(消費税及び地方消費税を除く。)を記載したもの。なお、配送及び回収に要する費用は、1食当たりの価格に含めること。

ウ 調理場所等の写真

手洗いや指先の消毒を行う場所や調理場所(食材の洗浄、仕込み、調理、炊飯、盛付けなどを行う場所)が分かるように記録すること。

エ 衛生管理マニュアル(施設の衛生管理/従業員の衛生管理)

オ 食中毒、異物混入等対応マニュアル(未然防止/発生時の対応)

カ 損害賠償責任保険証書の写し

- (5) 提出部数

正本1部及び副本(写しでも可)5部とする。

- (6) 企画提案書等の提出にあたっての留意事項

ア 表紙には「東海村立村松幼稚園昼食提供業務委託企画提案書」と記載し、商号又は名称、申請者氏名(代表者名)及び作成者名を記入すること。

イ 様式は、A4判、長編綴じ、ページ番号を付すること。写真や図を用いる場合は、視覚的に分かりやすくなるよう可能な範囲でカラー印刷を行うこと。

ウ 文字の大きさは、10.5ポイント以上とし、横書きとすること。

エ 企画提案書の作成にあたっては、別記「東海村立村松幼稚園昼食提供業務委託受託者選定に係る公募型企画提案競技審査基準」に掲げられた次の審査項目及び審査基準に関して、自社の取組み(提案を含む。)について簡潔に記載すること。なお、必要に応じて企画提案内容に関するパンフレット等を添付することができる。

(ア) 献立について

- a 幼稚園の昼食が果たす役割や食育に対する考え
- b エネルギーや栄養価などに考慮した献立の豊富さ
- c 国内や地元で生産された食材の積極的な使用

(イ) 配送及び回収の方法並びに残食の処理方法について

- a 配送及び回収方法
- b 残食の処理方法

(ウ) 衛生管理及び危機管理について

a 調理場所など施設の衛生管理

b 食中毒の発生や異物混入などの事故防止対策及び事故発生時など緊急時における対応策

c 衛生管理や安全管理に関する研修の実施など従業員への教育

オ 企画提案書の作成にあたり，第三者の特許権，著作権，商標権その他の権利の対象となっているものを使用する場合は，参加者において使用交渉及び費用負担の一切を行うこと。

カ 企画提案書等の提出は，1社につき1提案に限る。

キ 提出された企画提案書等の差替え，修正，変更等は認めない。また，提出された企画提案書等は返却しない。

## 9 東海村立村松幼稚園昼食提供業務委託受託者企画提案競技審査委員会における審査

(1) 受託候補者の選定にあたっては，東海村立村松幼稚園昼食提供業務委託受託者企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し，弁当審査及びプレゼンテーション審査を通して，最も優れた評価を得た参加者を受託候補者として選定する。

(2) 弁当審査

ア 日時 令和7年11月11日（火）午前11時から正午の間に提出（予定）

イ 提出先 東海村 福祉部 子育て支援課

ウ 提出物

(ア) 受託した場合に提供する園児（年中・年長向け）用の弁当6食（和食3セット・洋食3セット）。なお，主食（米飯）と副食で1セットとする。

(イ) 提出した弁当の献立表。ただし，(ウ)の献立表の提出をもって代えることができる場合は，提出は不要とする。

(ウ) 保育所，幼稚園又は認定こども園に弁当を納入している場合は，当該納入先に提出している11月分の弁当の献立表（保育所，幼稚園又は認定こども園への納入がない場合は，他の納入先に係る11月分の弁当の献立表）

エ 弁当審査当日は，弁当の提出のみであり，プレゼンテーションやヒアリングは行わない。

(3) プレゼンテーション審査

ア 日時 令和7年11月19日（水）午後1時30分から（予定）

イ 場所 東海村役場 議会棟1階（付属棟） 101・102 会議室

ウ 内容 企画提案書に基づくプレゼンテーション

エ 留意事項

- (ア) 参加者ごとのプレゼンテーションの実施時間は、別途通知する。なお、審査時間は、参加者1社あたり30分程度とし、プレゼンテーション15分程度、質疑応答15分程度とする。
- (イ) プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。
- (ウ) プレゼンテーションのため入室できる人数は、3人を上限とする。
- (エ) プレゼンテーションは、非公開とする。

## 10 審査項目、審査基準及び配点

- (1) 審査項目、審査基準及び配点は、別記のとおりとする。
- (2) 受託候補者として選定されるためには、審査委員会のすべての委員による評価点（採点結果）の合計が、配点（150点）に委員数を乗じて得た点数の6割以上に達しなければならない。
- (3) 審査委員会の委員による採点の結果、最も高い得点を得た参加者が2社以上あった場合は、「弁当審査」→「衛生管理及び危機管理」→「献立」→「配送等」→「実施体制」→「見積金額」→「業務実績」の審査項目の順で、当該審査項目の得点を比較し、受託候補者としての順位を定めるものとする。

## 11 選定結果の通知

選定結果は、12月中旬を目途に書面により参加者全員に通知するとともに、受託候補者として選定された参加者については、東海村公式ホームページ上で公表する。

なお、選定結果や審査過程その他受託候補者の選定に関する質問、異議等は一切受け付けない。

## 12 無効とする企画提案

次のいずれかに該当する場合は、企画提案は、無効とする。

- (1) 参加意思表明書等や企画提案書その他提出書類に虚偽の記載をしていた場合
- (2) この要領に記載する事項に違反し、著しく逸脱した場合
- (3) 見積書に記載された金額が、提案上限額を超えていた場合
- (4) 自らの企画提案が優位になることを企図して、審査委員会の委員その他関係者に接触するなど審査の公平性を害する不正な行為が認められた場合

## 13 契約の締結

- (1) 村は、選定した受託候補者と地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定により随意契約を締結する。
- (2) 村及び受託候補者は、随意契約を締結するにあたり、当該受託候補者の企画提案に沿って契約内容（仕様書の内容など）について確認、協議及び調整を行うものとする。なお、確認、協議及び調整の結果、企画提案の内容を一部変更することがある。

- (3) 受託候補者は、随意契約の締結にあたり、原則として、企画提案の内容を変更することはできない。
- (4) 受託候補者が辞退した場合又は契約の締結に向けた協議及び調整が整わず、契約の締結を断念することについて双方が合意した場合は、次の順位の者を新たな受託候補者とし、当該受託候補者の企画提案に沿って契約内容について確認、協議及び調整を行った上で、随意契約を締結するものとする。

#### 14 企画提案書の著作権について

村に提出された企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した参加者に帰属するものとする。ただし、受託候補者に選定された参加者が提出した企画提案書については、村が必要と認める場合は、受託候補者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

#### 15 情報公開について

村は、本プロポーザルの実施にあたり法人等から村に提出された書類について、東海村情報公開条例（平成31年東海村条例第2号）の定めるところにより第三者に開示することができるものとする。ただし、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合や受託候補者の選定に影響を及ぼすおそれがある場合は、不開示とする場合がある。

#### 16 プロポーザルの中止等

本プロポーザルは、東海村議会における令和7年度補正予算の成立（令和7年10月）及び令和8年度当初予算の成立（令和8年3月）を前提とした事前準備手続きであり、東海村議会において予算が否決された場合は、以後のプロポーザルを中止し、業務委託契約を締結しないことがある。この場合において、プロポーザルに参加するために要した費用（準備行為も含む。）について、村は、一切補償しない。

#### 17 その他

- (1) 各種様式については、東海村公式ホームページからダウンロードすること。
- (2) 質問票、参加意思表明書等及び企画提案書等を提出（弁当審査の日における弁当の提出を除く。）する場合において、持参により提出する場合は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までに、郵送又は電子メールにより提出する場合は、各提出期限である日の午後5時15分必着で村に提出すること。
- (3) 参加意思表明書等の提出以降に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、参加辞退届（様式第5号）を持参、郵送又は電子メールにより提出すること。
- (4) 参加意思表明書等や企画提案書等の作成及び提出、審査委員会（弁当審査及びプレゼンテーション審査）への参加その他本プロポーザルへの参加に要する経費は、すべ

て参加者において負担すること。

- (5) 受託候補者は、東海村物品調達等入札参加資格審査規程（平成3年東海村規程第3号）の定めるところにより、適時、物品調達等に係る入札参加資格の審査を受け、物品調達等入札参加有資格者名簿への登載に努めること。

## 18 担当課

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

東海村 福祉部 子育て支援課 計画推進・施設担当

電話 029-282-1711（内線 1186／1187／1189）

電子メール [kosodate@vill.tokai.ibaraki.jp](mailto:kosodate@vill.tokai.ibaraki.jp)

別 記

東海村立村松幼稚園昼食提供業務委託受託者選定に係る公募型企画提案競技審査基準

審査項目		審査基準	配点
弁当審査		量は，園児に相応しいものになっているか	10
		盛付けや見た目は，園児が食に興味を持つものになっているか	10
		味付けは，園児に適切か	10
		園児が食べやすい柔らかさや大きさにするなど調理方法に工夫がみられるか	10
プレゼンテーション審査	衛生管理及び危機管理	調理場所など施設の衛生管理は適切か	10
		食中毒の発生や異物混入などの事故防止策は適切か。また，事故その他緊急事態が生じた場合の対応策は適切か。	10
		衛生管理や危機管理に関する研修の実施など従業員への教育は適切か	10
	献立	幼稚園の昼食が果たす役割や食育に対する考えがあるか	10
		エネルギーや栄養素などに考慮した献立は豊富にあるか	10
		国内や地元で生産された食材が積極的に使用されているか	10
	配送等	配送及び回収方法は適切か	10
		残食の処理方法は適切か	10
	実施体制	業務を安定的に遂行できる体制がとられているか	10
	見積金額	提案内容に見合う金額となっているか	10
業務実績	保育所，幼稚園，認定こども園，学校等に対し昼食を提供した実績があるか	10	
合 計			150